

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年10月2日
【会社名】	株式会社タカラトミー
【英訳名】	TOMY COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小島 一洋
【本店の所在の場所】	東京都葛飾区立石七丁目9番10号
【電話番号】	03(5654)1548(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員連結管理本部長 沓澤 浩也
【最寄りの連絡場所】	東京都葛飾区立石七丁目9番10号
【電話番号】	03(5654)1548(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員連結管理本部長 沓澤 浩也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 0円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 の合計額を合算した金額) 547,124,000円
	(注)1. 本募集は、2019年6月21日開催の当社定時株主総会の決議及び2019年8月6日開催の取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与目的として、新株予約権を発行するものです。 2. 募集金額は、ストックオプションの付与を目的に発行するため無償とします。 3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年8月6日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「発行数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、及び「新規発行による手取金の額」が2019年10月1日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(第15回新株予約権証券)

発行数の欄

欄外注記

(2) 新株予約権の内容等

(第15回新株予約権証券)

新株予約権の目的となる株式の数の欄

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(第15回新株予約権証券)

発行数の欄

(訂正前)

発行数	4,470個
-----	--------

(訂正後)

発行数	4,370個
-----	--------

欄外注記

(訂正前)

(注) 1. 本新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といいます。)は、2019年6月21日開催の当社株主総会の特別決議及び2019年8月6日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものです。

2. 申込みの方法

申込取扱場所において、申込期間に当社所定の新株予約権申込書を提出することにより行うものとします。

3. 本新株予約権の募集(以下、「本募集」といいます。)は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対する第三者割当の方法によるものです。

本募集の割当ての内訳は以下のとおりです。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社執行役員	6名	650個
当社使用人(執行役員除く)	135名	1,750個
当社子会社の取締役(社外取締役を除く)	20名	1,110個
当社子会社の使用人(執行役員除く)	109名	960個
合計	270名	4,470個

(訂正後)

(注) 1. 本新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といいます。)は、2019年6月21日開催の当社株主総会の特別決議及び2019年8月6日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものです。

2. 申込みの方法

申込取扱場所において、申込期間に当社所定の新株予約権申込書を提出することにより行うものとします。

3. 本新株予約権の募集(以下、「本募集」といいます。)は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対する第三者割当の方法によるものです。

本募集の割当ての内訳は以下のとおりです。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社執行役員	6名	650個
当社使用人(執行役員除く)	131名	1,705個
当社子会社の取締役(社外取締役を除く)	20名	1,110個
当社子会社の使用人(執行役員除く)	102名	905個
合計	259名	4,370個

(2)【新株予約権の内容等】

(第15回新株予約権証券)

新株予約権の目的となる株式の数の欄

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の数	447,000株 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。ただし、付与株式数は(注)2.の定めにより調整を受けることがあります。
-----------------	---

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の数	437,000株 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。ただし、付与株式数は(注)2.の定めにより調整を受けることがあります。
-----------------	---

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とします。 ただし、当該金額が当社の定める最低必達株価である658円を下回る場合は、行使価額を658円とします。 行使価額は(注)3.に定める調整に服します。
----------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、1,252円とします。 行使価額は(注)3.に定める調整に服します。
----------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金603,897,000円 (新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額です。) ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
---------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金547,124,000円 ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
---------------------------------	---

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)(注)1.	発行諸費用の概算額(円)(注)2.	差引手取概算額(円)
603,897,000	800,000	603,097,000

(注)1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権が全部行使された場合の行使に際して出資される財産の価額の総額の合計額を合算した額であり、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額を記載しています。

2. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を放棄した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(訂正後)

払込金額の総額(円)(注)1.	発行諸費用の概算額(円)(注)2.	差引手取概算額(円)
547,124,000	800,000	546,324,000

(注)1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権が全部行使された場合の行使に際して出資される財産の価額の総額の合計額を合算した額を記載しています。

2. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を放棄した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。